

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人四徳学園の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬、通勤手当、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 職員を兼務する役員等には、報酬は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 報酬 別表に定める額
- (2) 通勤手当 給与規程に準じて算出される額
- (3) 賞与 職員の賞与支給時の支給率に準じて算出される額以内で理事長が定める額
- (4) 退職手当 退職手当規程に準じて算出される額

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給方法は、給与規程及び退職手当規程に準じて支給する。

(旅費及び費用弁償)

第5条 常勤の理事の旅費は、旅費規程に準じて算出される額を参考に理事長が定める額を支給する。

2 非常勤の役員及び評議員に対する費用弁償は、旅費規程に準じて算出される額を参考に理事長が定める額を支給する。ただし、長野市内及びこれに隣接する市町村内に在住する者には支給しない。

(功労金)

第6条 在職中に功労顕著であった役員等に対しては、第3条に基づく退職手当のほかに、理事会の議決を経て功労金を支給することができる。ただし、功労金の額は退職手当の額を超えることはできない。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の議により行う。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年3月18日から施行する。

別表（第3条関係）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000 千円以内
常勤の理事	月額 500 千円以内
非常勤の役員	日額 2 万円以内
評議員	日額 2 万円以内